

ホッカイドゥ・ハートフル臨時支援 事業の対象期間拡大のお知らせ

今年度、北海道庁では、一定の要件を満たした要介護の方・障がい者の方で、申請された方に対し北海道内の取扱店でご利用頂ける商品券5,000円分を配布する「ホッカイドゥ・ハートフル臨時支援事業」を行っています。これまで、平成27年4月1日時点での該当者が対象とされていましたが、平成27年9月1日時点での該当者も対象になりました。新たに対象となる方には、事務局より「事業案内兼交付申請書」が送付されます。

【商品券ご利用期間】

平成27年10月1日～

平成28年1月31日

【給付対象の方】

（要介護・障がい者の方）

平成27年4月1日及び、平成27年9月1日時点で北海道または道内市町村が認定し次の項目に該当する方

- ① 要介護認定3以上の方
- ② 障害支援(程度)区分4以上の方
- ③ 特別障害者手当受給者の方
- ④ 経過的福祉手当受給者の方
- ⑤ 特別児童扶養手当受給者の方

【問い合わせ先】

・要介護・障がい者の方

ホッカイドゥ・ハートフル臨時支援事業事務局
☎011-330-8041

【受付】

午前9時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始を除く、平成28年3月31日(木)まで)

詳細は特設ホームページ参照
<http://www.heartful-premamah-kd.jp>

『冬期福祉手当』申請受付中 平成27年11月2日～平成28年3月31日

町では、高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

【手当の金額(年額)】

一世帯あたり5,000円

【交付申請の手続】

申請する方は世帯主です。

① 必要なもの

世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、給付対象を証明するもの(各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書など)

※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参する必要があります。代理人の印鑑は不要です。

② 受付期間

平成28年3月31日

③ 申し込み先

《八雲地域》

保健福祉課(シルバープラザ内)、住民生活課社会係、落部支所

《熊石地域》

熊石総合支所住民サービス課

【給付対象世帯】

対象は、八雲町に居住する

世帯のうち、在宅で次の①～⑨のいずれかに該当する町民税非課税世帯です。ただし、生活保護世帯は対象外です。

- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ③ 八雲町寝たきり老人等在宅介護支援手当支給要綱に該当する方がいる世帯
- ④ 特別児童扶養手当の支給対象障がい児がいる世帯
- ⑤ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ⑥ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑨ 特定疾患医療受給者証(国が定める疾患限定)交付を受けている方がいる世帯

【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係

(シルバープラザ内)
☎64-2111
・熊石総合支所住民サービス課

「臨時福祉給付金」申請受付中

【申請書について】

消費税引き上げによる負担緩和のため、「臨時福祉給付金」の申請書を該当と思われる世帯へ送付しています。

【申請方法】

① 郵送での申請：返信用封筒にて郵送してください。

※本人確認書類、通帳のコピー漏れ及び押印漏れが多いので、確認し返送してください。

② 窓口での申請：役場か各支所に提出してください。

※記入や確認書類等のコピーが困難な方は、通帳、印鑑等を持参してください。

【申請期限】

12月28日(月)まで

◎配偶者からの暴力を理由に避難されている方(DV被害者)は、臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課 社会係